

別記
第1号様式(第14条関係)

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事		2015年 7月 30日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府福知山市長田野町1丁目29番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 浅田可鍛鉄所 取締役副社長 浅田 博史
環境マネジメントシステムの名称	環境マネジメントマニュアル AEMS (ISO14001:2004)	
適用範囲	株式会社 浅田可鍛鉄所 本社工場及び三和工場	
導入年月日	2001年 11月 18日	
認証番号	JAERO292	
基本方針	1. 環境関連の法令・条例・協定を遵守する 2. 自主的に目的・目標を掲げ目標達成のために努力する。3. 事業活動が環境に影響を及ぼさないよう継続的改善に努力する1) 資源・エネルギーの削減に努める2) 発生する廃棄物の削減とリサイクル化に努める3) システムの改善を図り、環境汚染の予防に努める4. 従業員の環境保全意識と改善能力の向上を目指す	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	1. 電力原単位の前年度比1%の改善 2. 廃棄物排出量の前年度比10%削減 その他、社長が作成する会社方針(個別目標あり)による	
目標を達成するための取組の内容	今期の会社方針に記された各担当者が個別に「プロ」を目指して、活動(取組)を実行する。	
目標を達成するための取組の進捗状況	部課長(プロジェクトリーダー)がプログラムを作成し、その取り組みを進め、定期的(年2回)にそのフォローを実施、また、内部監査がそのフォローまでに実施され、この時点でもプログラムの進捗確認が実施される。	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	年2回社長ヒヤリングがあり、その時にプロジェクトリーダーから活動の成果報告をして、評価される。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	年度内2回実施の内部監査にて、法令順守の状況確認が行われ、年度末にも総務課にて状況まとめが行われる。また、年1回外部機関による定期審査を受けその時点でも法令順守の確認がある。これまで違反及び行政当局からの指摘はなかった。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	環境マネジメントシステムにおける管理責任者が年度末に活動の評価をまとめ、社長へ報告する形を取っている。今年度は、別紙1の見直しのための情報により、副社長から2点の指示事項と1点の要望事項がありました。目的及び目標については、毎年見直しは実施していますが、会社を取り巻く環境については、電力費の値上がりという要望事項の方が大変重い課題となっています。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。